

岡垣町地下水の保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地下水が本町の上水道の主要な水源となっており、町民の生活にとって欠くことのできない重要な資源であることを踏まえ、地下水採取による地下水の枯渇、水位の低下、地盤沈下、水質の悪化等（以下「地下水の枯渇等」という。）の障害の発生を未然に防止し、町民が豊かで良質な地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう必要な措置を講ずることにより、地下水の保全を図り、もって町民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 地下流水又は地下に停滞している水をいい、地下から人為的に地表に流出する水を含むものとする。
- (2) 井戸 動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を除く。）を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6平方センチメートルを超えるものをいう。ただし、一般家庭における飲料水その他生活用水に供するための井戸及び農業のかんがいの用に供するための井戸を除く。
- (3) 許可井戸 井戸のうち、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が12.6平方センチメートルを超える井戸をいう。
- (4) 届出井戸 井戸のうち、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6平方センチメートルを超え、12.6平方センチメートル以下の井戸をいう。
- (5) 地下水採取者 地下水採取の目的をもって井戸を設置する者又は設置しようとする者をいう。
- (6) 事業者事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(地下水の保全)

第3条 地下水は、本町的生活用水、農業用水、工業用水等として社会経済活動を支えている町民共有の貴重な財産であり、公共性の高い水であるとの認識を持ち、その保全を図られなければならない。

- 2 地下水採取者は、地下水の保全について自ら配慮するとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。
- 3 地下水採取者は、給水区域（本町の区域内で水道法（昭和32年法律第177号）の規定による認可を受けた区域をいう。）においては、水の利用に際しその水質又は水量が水道水で足りるときは、水道を設置するよう努めなければならない。
- 4 町、町民、事業者及び地下水採取者は、地下水の保全に当たっては、本町の上水道の水源の水質保全及び涵養機能の保全につながることを踏まえ、関係法令等を遵守するよう努めなければならない。

（地下水採取の制限）

第4条 地下水採取者は、一日あたり300立方メートルを超えて地下水を採取してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する量を超えて地下水を採取することができる。
 - （1）岡垣町水道事業の用途に供するとき。
 - （2）その他町長が特に必要と認めるとき。

（地下水採取の許可）

第5条 地下水採取者のうち、許可井戸を設置しようとする者（以下「許可井戸設置者」という。）は、あらかじめ井戸設置許可申請書により町長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が災害復旧等のために緊急を要する措置として設置する場合は、この限りでない。

- 2 前項の申請には、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。
 - （1）地下水を採取したことにより、周辺地域の地下水の枯渇や地盤沈下等、町民の生活環境に影響を与えるおそれがあると認められるとき。
 - （2）前条第1項に規定する制限を超えて地下水を採取するおそれがあると認められるとき。
 - （3）国、県及び町が定める土地利用計画等に反すると認められるとき。
 - （4）岡垣町水道事業給水条例（平成9年12月26日岡垣町条例第28号）第2条に規定する給水区域への給水又は他の地下水の利用に支障があると認められるとき。
 - （5）井戸の規模に応じた処理能力を有する排水設備が設けられていないとき。
- 4 町長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる用途に供するときは、許可をすることができる。
 - （1）岡垣町水道事業
 - （2）その他町長が特に必要と認めるとき。

（事前協議）

第6条 許可井戸設置者は、前条第1項の規定による申請をする前に、井戸の

設置について町長と事前協議をしなければならない。

(周辺関係者への周知)

第7条 許可井戸設置者は、前条の規定による事前協議をするときは、周辺関係者に対し説明会を開催するなど、井戸の設置に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

2 許可井戸設置者は、井戸の設置について周辺関係者の理解を得るよう努めなければならない。

3 許可井戸設置者は、第1項の措置を行ったときは、その結果を町長に報告しなければならない。

(許可の決定)

第8条 町長は、第5条第1項の規定による申請を受理した日から起算して60日以内に許可又は不許可を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の許可の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(設置の届出)

第9条 地下水採取者のうち、届出井戸を設置しようとする者（以下「届出井戸設置者」という。）は、あらかじめ井戸設置届出書により町長に届け出なければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が災害復旧等のために緊急を要する措置として設置する場合は、この限りでない。

(設置工事完了の届出)

第10条 地下水採取者は、井戸の設置工事を完了したときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。当該設置工事を中止したときも、同様とする。

(廃止の届出)

第11条 地下水採取者は、設置した井戸を廃止したときは、その旨を遅延なく町長に届け出なければならない。

(維持管理)

第12条 地下水採取者は、防災及び生活環境等の保全のため、井戸を安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(採取量及び水位の記録等)

第13条 地下水採取者は、水量測定器等の機器を設置し、地下水の採取量及び水位を記録しなければならない。

2 地下水採取者は、前項の規定による記録を町長に報告しなければならない。

(許可等の変更)

第14条 許可井戸設置者は、第5条第1項の規定による申請の内容を変更するときは、町長の許可を受けなければならない。

2 届出井戸設置者は、第9条の規定による届出の内容を変更するときは、その旨を町長に届け出なければならない。ただし、軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

(承継)

第15条 第5条第1項の規定による申請又は第9条の規定による届出に係る井戸を譲り受け、又は借り受けた者は、当該申請者又は届出者の義務を承継する。

2 申請者又は届出者について相続、合併又は分割（当該届出に係る対象井戸を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該井戸を承継した法人は、当該申請者又は届出者の義務を承継する。

3 前2項の規定により申請者又は届出者の地位を承継した者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（届出等への意見）

第16条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、次の各号のいずれかに該当する届出等を行った地下水採取者に対して、意見を述べることができる。

（1） 第5条第1項の規定による申請並びに、第9条、第10条、第11条及び第15条第3項の規定による届出

（2） 第6条の規定による事前協議

（3） 第7条第3項の規定による報告

（4） 第13条第2項の規定による報告

（立入調査）

第17条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、地下水採取者に対し井戸の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員を井戸その他の施設に立ち入らせ、届出事項等について調査を行うことができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。

（助言、指導又は勧告）

第18条 町長は、必要があると認めるときは、地下水採取者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地下水採取者に対して期限を定め、地下水採取の停止、地下水採取量の制限、町民生活への支障の除去その他必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

（1） 地下水を採取したことにより、地下水の枯渇等の町民の生活用水や生活環境に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（2） 第4条第1項の規定による採取量を超える地下水採取を行ったとき。

（3） 第5条第1項の規定による申請並びに、第9条、第10条、第11条及び第15条第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。

（4） 第6条の規定による事前協議を行わずに地下水採取を行ったとき。

（5） 第7条の規定による周辺関係者への周知を行わずに地下水採取を行ったとき。

（6） 正当な理由なく第5条第1項の規定による申請又は第9条の規定による届出をする前に井戸を設置したとき。

- (7) 第13条第2項の規定による報告を行わず、又は虚偽の報告等をしたとき。
- (8) 第12条の規定による維持管理を怠り、周辺地域に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。
- (9) 第17条第1項の規定による報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは立入調査に応じなかったとき。
- (10) 前項の助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。

(意見の陳述)

第19条 地下水採取者は、前条の規定による助言、指導又は勧告を受けたときは、書面により意見を述べることができる。

(命令)

第20条 町長は、第18条第2項の規定による勧告に正当な理由なく従わない地下水採取者に対して、期限を定めてその勧告に従うことを命ずることができる。

- 2 町長は、前項の規定による命令をするときは、岡垣町環境基本条例（平成14年岡垣町条例第9号）第13条の規定により設置された岡垣町環境審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第21条 町長は、前条の規定による命令を受けた地下水採取者が、正当な理由なく命令に従わないときは、当該地下水採取者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができる。

- 2 町長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る地下水採取者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(緊急時の措置等)

第22条 地下水採取者は、地下水採取により自然環境及び生活環境への被害が発生したとき又は被害が発生するおそれがあるときは、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、周辺関係者に周知し、町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、地下水採取者から前項の規定による報告を受けたとき又は緊急の対応が必要であると認めるときは、地下水採取者に対し、当該事態が生じることを防止するために期間又は期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(紛争の解決)

第23条 地下水採取者は、井戸の設置及び管理又は地下水の採取等に伴い事故等が発生したとき又は周辺関係者と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和 5 年12月25日岡垣町条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、現に井戸を設置している地下水採取者は、この条例の施行の日以後 6 月以内に第 4 条第 1 項に定める届出書を町長に提出するものとする。

附 則（令和 7 年3月27日岡垣町条例第 1 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、現に井戸を設置している地下水採取者は、第 9 条に規定する届出井戸の対象とする。